

お客さまサポート

ご契約者の皆さまに、ご契約内容、および三井住友海上プライマリー生命の決算内容等についてお知らせします。

郵送による情報提供・サービス

- ご契約状況のお知らせ
年一回、ご契約内容や当社の決算状況等についてお知らせします。
- 円建終身への移行完了のお知らせ
ご契約者がご指定した目標額以上となり、円建終身に移行した場合にお知らせします。
- 積立利率のお知らせ
更改日以降に新しい積立利率をお知らせします。

ホームページによる情報提供・サービス (インターネットサービス)

- ご契約状況の照会
- 住所変更・控除証明書の再発行
- 最新の会社情報 等

三井住友海上プライマリー生命 ホームページ

 <http://www.ms-primary.com>

電話による情報提供・サービス(ご契約者向けテレホンサービス)

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内：各請求書類のお取り寄せ
- 円建終身への移行、目標値の変更等

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター

 **フリーダイヤル 0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※お問合せの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意ください。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものですので、大切に保管してください。必ずご一読の上、ご契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解の上ご契約ください。

生命保険契約者保護機構

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

この保険の正式名称は、円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険です。

募集代理店

 **東海東京証券**

東海東京証券株式会社

〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1

営業企画部 保険・ラップ推進グループ TEL:052-527-1123

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<http://www.ms-primary.com>

個人年金は、
未来への贈りもの。



UD
FONT
by MORISAWA

A12020237 2012.02 803 MSPL-1202-A-0110-00

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

2012年2月版

しあわせ、ずっと

円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1

契約概要 P11

注意喚起情報 P19

「しあわせ、ずっと」は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

安心して確実に、『しあわせをずっと』その手に

『しあわせ、ずっと』は、「外貨建て運用」の終身保険に「円建て資産自動確保^{*1}」機能を組み合わせた商品です。

^{*1} 円建て資産自動確保とは、外貨建てで運用している資産を円建てで自動確保することをいいます。

めざす値は？
105%～200%

目標値は自由に設定できます。
目標値を設定しないこともできます。

105%
～
200%
目標値

毎日ずっと見守る
円建て資産自動確保^{*1}

毎営業日に目標達成を判定して、目標額以上
となったら即時に自動確保します。

生涯ずっと安心
円での保障

円建てでの生涯の死亡保障を確保できます。
契約日から3年後であれば年金でのお受取りもできます。

目標達成
運用成果
自動確保

円
円建終身へ
自動移行

めざす値を…

達成したら…




この商品には、お客さまにご負担いただく費用および市場リスク、為替リスクがございます。
詳しくは、「注意喚起情報」1.諸費用に関する事項の概要について 2.市場の変動により損失が生じるおそれがあることについて(P19・P20)にてご確認ください。

^{*2} 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。
※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

外貨建終身保険のイメージ図

ご契約例（保障基準価格・解約払戻金額例表）

積立利率
3%の場合

【契約通貨】豪ドル  【基本保険金額】12.5万豪ドル
 【円入金特約レート】80円 【円入金額】1,000万円
 【契約年齢】0歳～80歳まで 【積立利率適用期間】10年

経過年数	保障基準価格	解約払戻金額① 解約時の金利の変動状況*が0%の場合	解約払戻金額①の場合の円換算額					解約払戻金額② 解約時の金利の変動状況*が+2%の場合	解約払戻金額③ 解約時の金利の変動状況*が-2%の場合
			60円	70円	80円	90円	100円		
1ヵ月	12.5万豪ドル	11.2万豪ドル	676万円	789万円	902万円	1,015万円	1,128万円	8.7万豪ドル	13.7万豪ドル
1年	12.8万豪ドル	11.7万豪ドル	705万円	822万円	940万円	1,057万円	1,175万円	9.4万豪ドル	14.0万豪ドル
2年	13.2万豪ドル	12.2万豪ドル	735万円	858万円	980万円	1,103万円	1,226万円	10.1万豪ドル	14.3万豪ドル
3年	13.6万豪ドル	12.7万豪ドル	767万円	894万円	1,022万円	1,150万円	1,278万円	10.8万豪ドル	14.6万豪ドル
4年	14.0万豪ドル	13.3万豪ドル	799万円	932万円	1,065万円	1,198万円	1,331万円	11.6万豪ドル	15.0万豪ドル
5年	14.4万豪ドル	13.8万豪ドル	831万円	970万円	1,109万円	1,247万円	1,386万円	12.4万豪ドル	15.3万豪ドル
6年	14.9万豪ドル	14.4万豪ドル	865万円	1,009万円	1,154万円	1,298万円	1,442万円	13.2万豪ドル	15.6万豪ドル
7年	15.3万豪ドル	14.9万豪ドル	899万円	1,049万円	1,199万円	1,349万円	1,499万円	14.0万豪ドル	15.9万豪ドル
8年	15.8万豪ドル	15.5万豪ドル	935万円	1,090万円	1,246万円	1,402万円	1,558万円	14.9万豪ドル	16.2万豪ドル
9年	16.3万豪ドル	16.1万豪ドル	971万円	1,132万円	1,294万円	1,456万円	1,618万円	15.8万豪ドル	16.5万豪ドル
10年	16.7万豪ドル	16.7万豪ドル	1,007万円	1,175万円	1,343万円	1,511万円	1,679万円	16.7万豪ドル	16.7万豪ドル

積立利率
4%の場合

【契約通貨】豪ドル  【基本保険金額】12.5万豪ドル
 【円入金特約レート】80円 【円入金額】1,000万円
 【契約年齢】0歳～80歳まで 【積立利率適用期間】10年

経過年数	保障基準価格	解約払戻金額① 解約時の金利の変動状況*が0%の場合	解約払戻金額①の場合の円換算額					解約払戻金額② 解約時の金利の変動状況*が+2%の場合	解約払戻金額③ 解約時の金利の変動状況*が-2%の場合
			60円	70円	80円	90円	100円		
1ヵ月	12.5万豪ドル	11.2万豪ドル	677万円	790万円	903万円	1,016万円	1,129万円	8.8万豪ドル	13.7万豪ドル
1年	13.0万豪ドル	11.8万豪ドル	712万円	831万円	950万円	1,068万円	1,187万円	9.5万豪ドル	14.2万豪ドル
2年	13.5万豪ドル	12.5万豪ドル	751万円	876万円	1,001万円	1,126万円	1,252万円	10.3万豪ドル	14.6万豪ドル
3年	14.0万豪ドル	13.1万豪ドル	791万円	923万円	1,054万円	1,186万円	1,318万円	11.2万豪ドル	15.1万豪ドル
4年	14.6万豪ドル	13.8万豪ドル	832万円	971万円	1,109万円	1,248万円	1,387万円	12.1万豪ドル	15.6万豪ドル
5年	15.2万豪ドル	14.5万豪ドル	874万円	1,020万円	1,166万円	1,312万円	1,458万円	13.0万豪ドル	16.1万豪ドル
6年	15.8万豪ドル	15.3万豪ドル	918万円	1,072万円	1,225万円	1,378万円	1,531万円	14.0万豪ドル	16.5万豪ドル
7年	16.4万豪ドル	16.0万豪ドル	964万円	1,125万円	1,285万円	1,446万円	1,607万円	15.0万豪ドル	17.0万豪ドル
8年	17.1万豪ドル	16.8万豪ドル	1,011万円	1,179万円	1,348万円	1,517万円	1,685万円	16.1万豪ドル	17.5万豪ドル
9年	17.7万豪ドル	17.6万豪ドル	1,059万円	1,236万円	1,413万円	1,589万円	1,766万円	17.3万豪ドル	18.0万豪ドル
10年	18.5万豪ドル	18.5万豪ドル	1,110万円	1,295万円	1,480万円	1,665万円	1,850万円	18.5万豪ドル	18.5万豪ドル

*解約時の金利の変動状況とは、「解約日における残存期間に応じた市場調整利率 - 契約日における残存期間に応じた市場調整利率+0.5%」のことをさします。

ご注意

- 経過年数10年目となる更改日では、市場調整額が0(ゼロ)となります。したがって、経過年数10年目の解約払戻金額は、金利の変動状況にかかわらず同額となります。
- 本例表における解約払戻金額の算出においては、解約時の金利の変動状況が+2%、-2%、0%としておりますが、実際には解約日における市場金利の変動状況が反映されます。解約払戻金については、本冊子P15もしくは「ご契約のしおり・約款」等で、ご確認ください。
- 死亡保険金額、解約払戻金額については千豪ドル未満を切捨て、円換算額については万円未満を切捨てて表記しております。

- 上記解約払戻金円換算額は、円入金特約レート80円に±20円で為替が推移した場合の例となります。実際にはこの中で推移するものではありません。また、円でお受取りになる場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)-50銭となります。
- 上記例表の積立利率および為替レートはあくまで例であり、積立利率および為替レートは契約日のものが適用されます。ご契約時には最新の積立利率および為替レートをご確認ください。
- 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。
- 契約年齢が81歳以上の場合の積立利率適用期間は上記例表と異なります。

目標値の設定と円建終身への移行について

目標値の設定について

- 円換算した一時払保険料(基本保険金額)を100%とした場合の目標値(%)を下記より設定していただきます。(目標値を設定しないこともできます。)

目標値 (%)

105% ~ 200%

(1%刻みで自由に設定できます)

設定なし

※円建終身への移行前であれば、ご契約者が目標値を変更・設定・解除することができます。

円建終身への移行について

①目標達成すると円建終身に自動移行します。

- 契約日以後に、解約払戻金の円換算額が、ご契約者が設定した目標額以上となった場合、自動的に円建終身へ移行します。円建終身への移行後は円建終身適用利率で運用します。この円建終身適用利率は移行日から1年間適用し、その後は毎年の更改日*1に利率を再設定します。

*1 円建終身への移行後の更改日は、移行日から1年ごとの移行日の年単位の応当日となります。

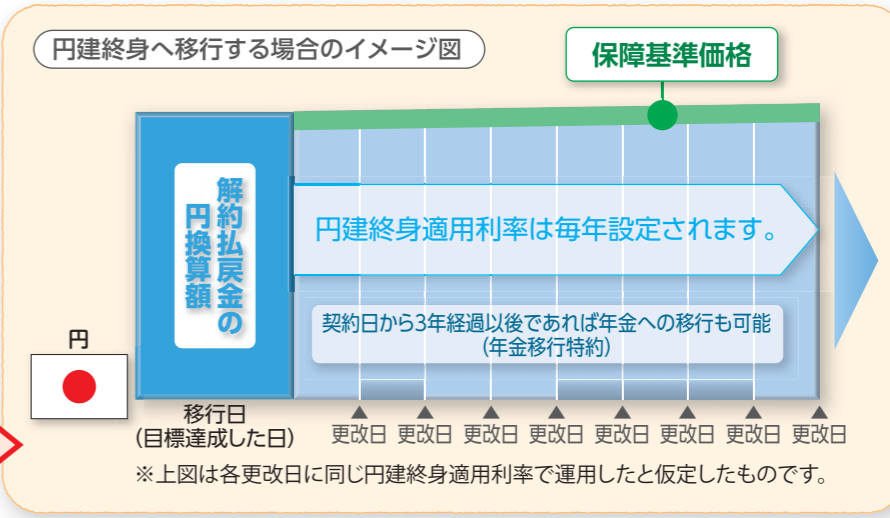
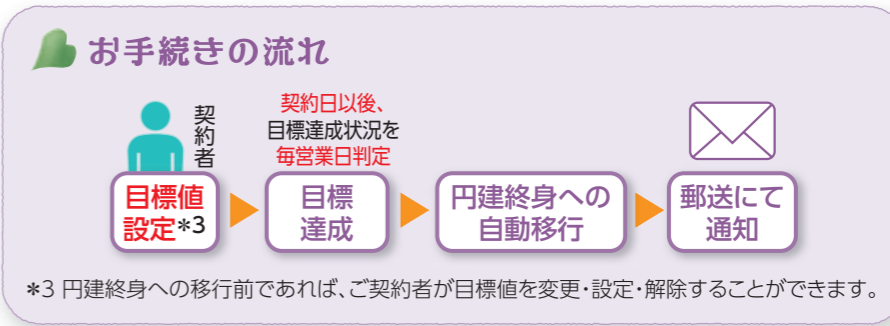
$$\text{目標額}^{\ast 2} = \text{基本保険金額 (外貨建一時払保険料)} \times \text{契約日の円入レート(TTS)} \times \text{目標値(\%)} \times \text{金特約}$$

*2 円入金特約を付加した場合の目標額は、円で受領した一時払保険料に目標付加した場合の目標額は、払込通貨で受領した一時払保険料に契約日の円入レートを乗じた金額となります。また、外貨入金特約を付加した場合の目標額は、外貨で受領した一時払保険料に契約日の円入レートを乗じた金額となります。

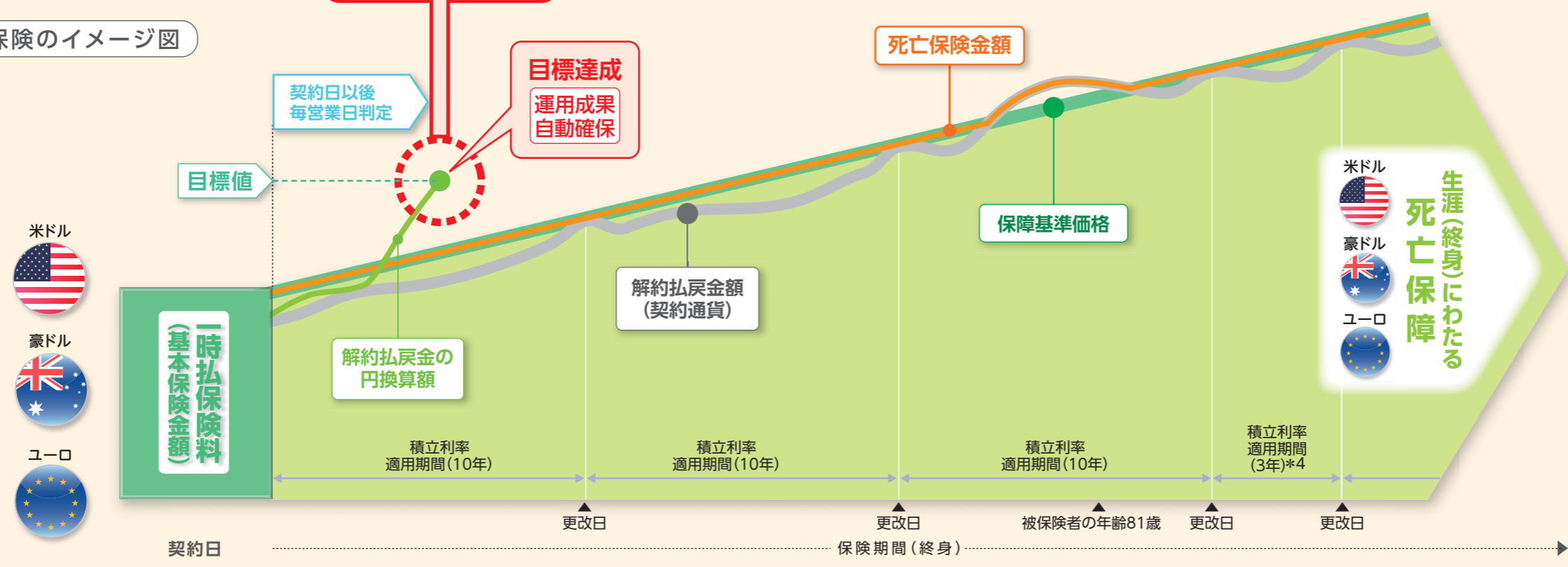
- 円建終身への移行後に、再度、外貨建終身保険に加入することはできません。
- 契約日から10年未満に円建終身へ移行する場合には、所定の解約控除がかかります。
- 円建終身へ移行する場合には、為替相場の変動により、移行日以後の保障基準価格の料をご契約時の為替レートで円貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。



円建終身への自動移行



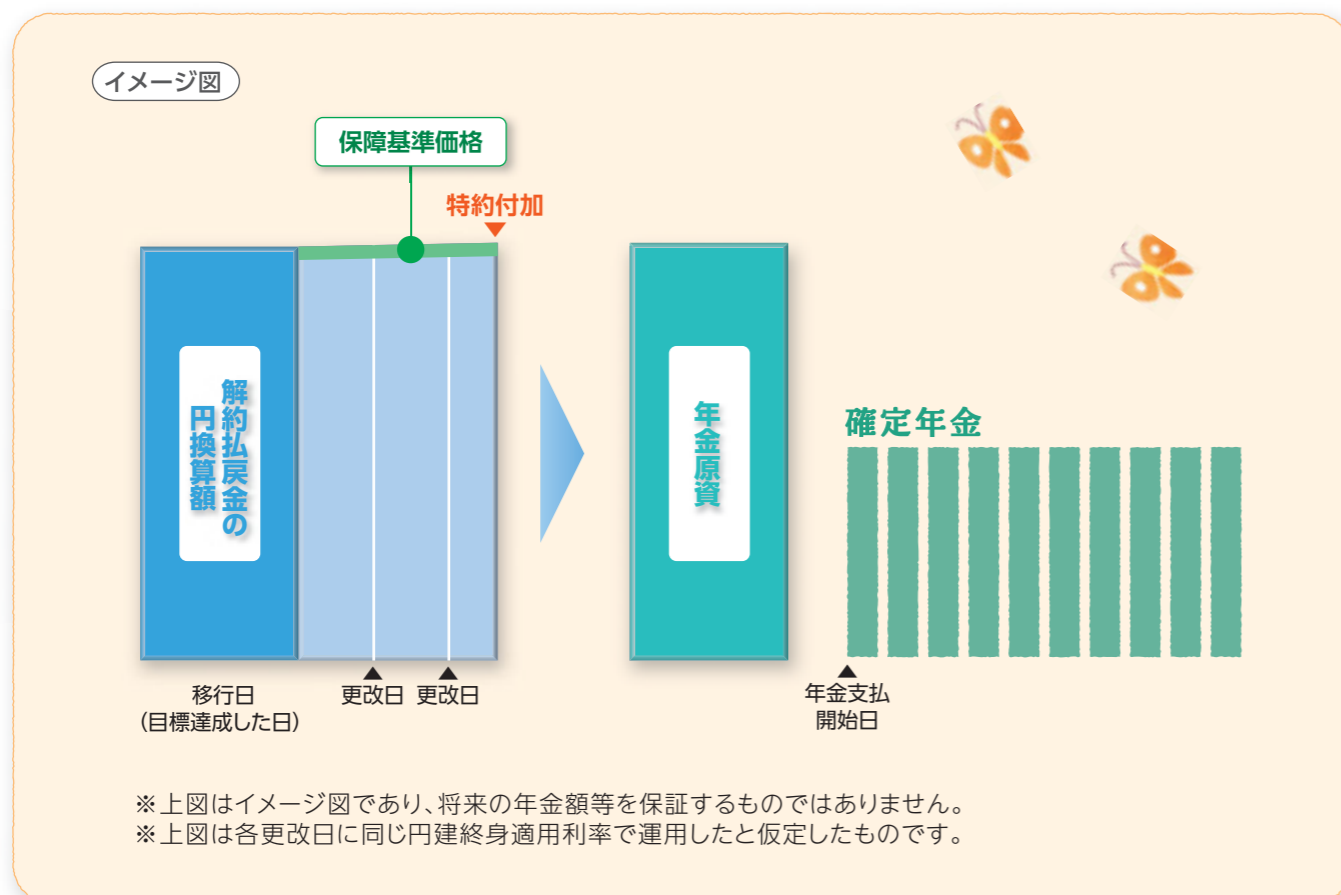
外貨建終身保険のイメージ図



*4 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。
 ※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
 ※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

年金移行特約について

- この特約は、円建終身への移行後かつ契約日から3年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができる特約です。
- 年金種類は確定年金となり、第1回の年金支払日(年金支払開始日)はこの特約を付加した日となります。



確定年金

年金支払期間
(5年・10年・15年・20年・25年・30年)

年金支払開始年齢：被保険者の年齢が3歳～90歳

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただくことができます。なお、死亡一時金のお受取りにかえて、支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

【お取扱いについての留意事項】

- 確定年金の最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金額が3,000万円を超えるときは、3,000万円を年金額とし、超過部分を第1回年金支払時に一時金として年金受取人にお受取りいただきます。また、年金額が10万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。
- この特約でお受取りいただく年金は、年1回でのお受取りとなります。



- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日(この特約の付加日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。

死亡保障について

- 保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
- 死亡保険金額は、被保険者が亡くなられた日の保障基準価格と解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。
- 円建終身への移行後の死亡保険金額は、被保険者が死亡した日における保障基準価格となります。

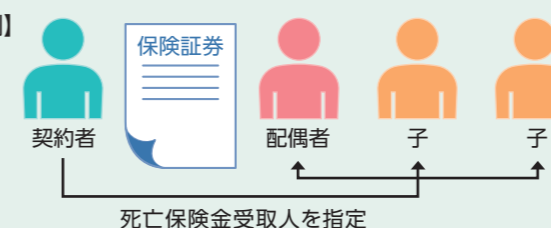


家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産継承を生前から準備いただけます。

【例】

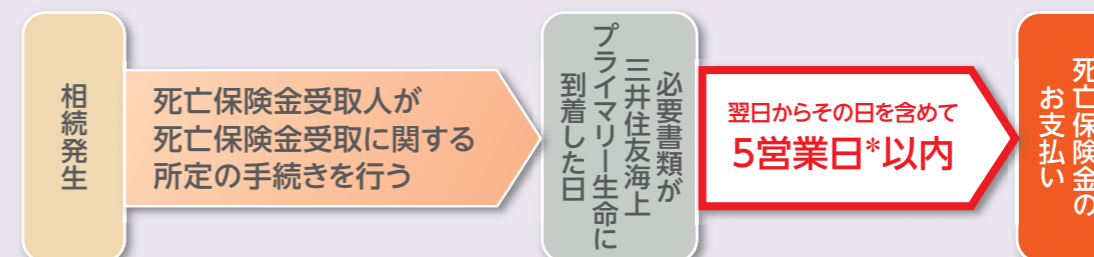


- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族までご指定いただけます。
- 死亡保険金は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます。

すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。



* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。



- 税制上のお取扱いは2012年2月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

ご契約のお取扱いについて

基本保険金額(一時払保険料)					
契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ	
最低		1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万ユーロ (1ユーロ単位)	
最高* (①②のいずれか低い金額)	75歳以下	①	500万米ドル	750万豪ドル	500万ユーロ
		②	契約日時点の円換算額5億円		
	76歳以上	①	100万米ドル	150万豪ドル	100万ユーロ
		②	契約日時点の円換算額1億円		
※最高保険料の円換算額は契約日時点の三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートにもとづき算出します。					
円入金特約を付加した場合	最低	100万円以上(100円単位)			
	最高	【75歳以下】5億円以下 【76歳以上】1億円以下			
外貨入金特約を付加した場合		払込通貨が上記最高額、最低額に準じます。		取扱いません。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～87歳			
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日			
契約者		被保険者の2親等以内の血族(父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹)または配偶者			
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族			
保険期間		終身			
保険料の払込方法		一時払のみ			
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P21をご覧ください。			
円建終身移行特約	移行方法	次のいずれかの方法で移行することができます。 ①解約払戻金の円換算額が設定された目標額以上となった場合(自動移行) ②契約日以後、契約者の申し出による場合			
	目標値の設定	105%～200%の間で1%刻みで自由に設定できます。目標値を設定しないこともできます。			
	目標値の判定	契約日以後、毎営業日目標達成の判定を行います。			
付加できる 主な特約	円入金特約	一時払保険料を円貨で入金することができます。			
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。			
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円貨で受取ることができます。			
	年金移行特約	円建終身への移行後かつ契約日から3年経過以後に年金支払に移行することができます。			
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。			

* 契約日における被保険者の満年齢により異なります。
 ※ 同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険・利率更改型終身保険(通貨選択型)・通貨選択型個人年金保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

積立利率・為替レートのご案内

ご契約時に適用される積立利率は、契約日・契約通貨・積立利率適用期間により異なります。また市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の積立利率をご確認ください。

積立利率と為替レートのお問合わせ

三井住友海上プライマリー生命は、下記情報をお知らせしています。

積立利率 保障基準価格を計算する際に適用される利率をいい、原則として隔週月曜日に設定されます。

為替レート 円入金特約を付加して保険料を円貨で入金される場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金される場合の為替レート*1は、営業日ごとに定めています。

*1 通貨毎に、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

各種レートフリーダイヤル*2
0120-722-267

ホームページ
<http://www.ms-primary.com>

*2 自動音声にて積立利率をご案内しています。

※上記の積立利率・為替レート情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P16をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、所定の解約控除がかかります。(一部解約を行うことはできません。)
 解約についての詳細は、P15をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P25をご覧ください。

契約概要

この「契約概要」は、「しあわせ、ずっと」の商品内容のうち、ご契約前に必ずご確認ください重要な事項を記載しております。

「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

「契約概要」、「注意喚起情報」の本文中では、当商品のご契約にあたって、**特にご理解いただきたい箇所**については**赤色・下線**、**お客さまに帰属するリスクやご負担いただく費用に係る箇所**については**青色・太文字**にて表示しております。ご不明な点がございましたら募集代理店までお問い合わせください。

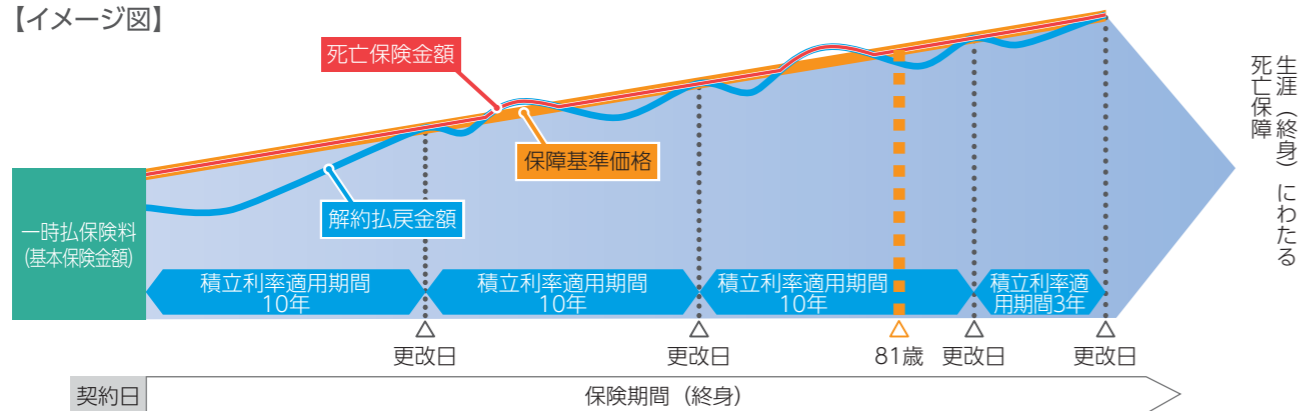
『しあわせ、ずっと』の正式名称は、円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険です。

1. この保険のしくみについて

この保険は、3種類の通貨から契約通貨をご選択いただき、契約日および更改日に適用される積立利率で積立利率適用期間ごとに運用するしくみの通貨選択利率更改型の終身保険です。

死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合、為替相場の変動により、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があります。また、解約または円建終身へ移行する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。
 ※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

特徴 1 最低保証のある一生涯の死亡保障

被保険者の生涯にわたり死亡保障が継続します。被保険者が死亡された場合、死亡された日の保障基準価格を死亡保険金としてお受取りいただけます。なお、死亡された日の保障基準価格が解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額をお受取りいただけます。

特徴 2 米ドル、豪ドルおよびユーロの契約通貨

米ドル、豪ドルおよびユーロのいずれか一つを契約通貨としてお選びいただくことができます。

特徴 3 積立利率を見直して運用

契約時は契約日の積立利率＜*1＞で、契約後は各更改日（契約日から10年＜*2＞ごとの年単位の契約応当日）に見直した積立利率で、積立利率適用期間＜*3＞ごとに複利運用します。

＜*1＞積立利率とは、保障基準価格を計算する際に適用される利率をいい、原則として隔週月曜日に設定されます。

＜*2＞契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後3年ごとの年単位の契約応当日に見直します。

＜*3＞積立利率適用期間とは、積立利率を適用した日から次に更改するまでの期間です。

※更改日に適用する積立利率は、最低保証利率の0.01%を下回ることはありません。



積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間により異なります。

特徴 4 円建終身への移行

契約日以後であればいつでも、契約者のお申し出により解約払戻金の円換算額を原資に円建終身へ移行することができます。また、目標値を設定することで、契約日以後に解約払戻金の円換算額が目標額（目標値に基本保険金額の円換算額を乗じた額）以上になった場合、自動的に円建終身へ移行します。



- ・円建終身への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・契約日から10年未満に円建終身へ移行する場合には、所定の解約控除がかかります。
- ・円建終身へ移行する場合には、為替相場の変動により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円貨に換算した額を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

2. 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
	①被保険者が死亡された日における保障基準価格 ②被保険者が死亡された日の保障基準価格が解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額

※円建終身への移行後の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。



責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3. 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

4. 付加できる主な特約について

● 年金移行特約

この特約は、円建終身への移行後かつ契約日から3年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができる特約です。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年、10年、15年、20年、25年、30年からご選択いただけます。

● 遺族年金支払特約

この特約は、被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができる特約です。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年、10年、15年、20年、25年、30年からご選択いただけます。

● 円入金特約

この特約は、円で受領した一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日における所定の為替レートをを用いて外貨(米ドル/豪ドル/ユーロ)に換算し、外貨建一時払保険料として受領する特約です。

● 外貨入金特約

この特約は、契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で受領した一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日における所定の為替レートをを用いて契約通貨に換算(米ドル→豪ドル/豪ドル→米ドル)し、一時払保険料として受領する特約です。

● 円支払特約

この特約は、外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金などのお受取りの際に、円貨に換算した金額でお受取りいただける特約です。死亡保険金、解約払戻金などについては、三井住友海上プライマリー生命が請求を受けた日における所定の為替レートをを用いて円換算します。

5. ご契約時のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ
基本保険金額 (一時払保険料)	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万ユーロ (1ユーロ単位)
	最高 < * >	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは は契約日時点の円換算 額5億円のどちらか低い金額	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは は契約日時点の円換算 額5億円のどちらか低い金額	【75歳以下】 500万ユーロ、もしくは は契約日時点の円換算 額5億円のどちらか低い金額
	円入金特約 を付加した 場合	100万円以上(100円単位) 【75歳以下】 5億円以下 【76歳以上】 1億円以下		
	外貨入金特約 を付加した 場合	払込通貨が上記最高額、最低額に準じます		お取扱いいたしません
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳~87歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		

< * > 契約日における被保険者の満年齢によって異なります。

※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険、利率更改型終身保険(通貨選択型)、通貨選択型個人年金保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

6. 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合(解約控除額)を差引いた金額となります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格}< * 1 > - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$\text{B 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格}< * 1 > \times (j - i + 0.5\%) \times \text{残存期間}< * 2 >$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ j は、解約日における残存期間< * 2 >に応じた市場調整利率< * 3 >です。

※ i は、契約日または直前の更改日のいずれか近い日における残存期間< * 2 >に応じた市場調整利率< * 3 >です。

$$\text{②解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{所定の解約控除率}$$

< * 1 > 保障基準価格とは、一時払保険料を積立利率で運用した価格です。

< * 2 > 残存期間は、次に到来する予定であった更改日までの期間をいい、月単位で計算します。(端数日は切り上げます。)例えば、残存期間が2年6ヶ月の場合、2.5年として計算します。

< * 3 > 三井住友海上プライマリー生命が定める市場調整利率は、所定の日における指標金利に残存期間に応じた補正を行った利率とします。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
基本保険金額に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

ご注意ください

7. 諸費用について

- ご契約時にご負担いただく費用
ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 保険期間中にご負担いただく費用
保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。
- 外貨で契約を締結することで生じる費用
 - ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 - ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円貨で受取る場合、または円建終身へ移行する場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、円貨で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)	TTM+50銭
外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)
円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合、または円建終身へ移行する場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50銭

● 遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除
-------	------------------------------	-----------	-----------------

● 解約時にご負担いただく費用

解約控除	契約日から解約日までの経過年数に応じて基本保険金額の10%~1%	解約時に市場調整価格< * >から控除
------	----------------------------------	---------------------

※円建終身への移行日以後は、解約控除の適用はありません。

< * > 市場調整価格とは、解約日の保障基準価格に、解約日と契約日または直前の更改日のいずれか近い日の市場金利の変動状況を反映させた価格です。

8. 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合、為替相場の変動により、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

9. 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円貨で受取る場合、または円建終身へ移行する場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、円貨で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)	TTM+50銭
外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート	$(\text{契約通貨のTTM} + 25\text{銭}) \div (\text{払込通貨のTTM} - 25\text{銭})$
円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合、または円建終身へ移行する場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50銭

- 遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用
 - 年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。

● 解約時にご負担いただく費用

- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日から解約日までの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。

※円建終身への移行日以後は、解約控除の適用はありません。

- 解約控除額は、次の算式によって計算される額とします。

$$\text{解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率は、契約日から解約日までの経過年数に応じて次のとおりです。

■解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
基本保険金額に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあることについて

- この保険は、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合、為替相場の変動により、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。
- この保険を解約または円建終身へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

3. クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)について

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により下記三井住友海上プライマリー生命(以下、当社)宛に送付してください。

【書面送付先】
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 契約サービス部

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払込みいただいた金額を全額返還いたします。(外貨建契約において、外貨で保険料をご入金いただいた場合、同額の外貨にて返還いたします。)

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

4. 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を当社が受領した日を契約日とし、この日より当社は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

5. 保険金をお支払いできない場合について

被保険者がお亡くなりになられても、以下のとおり保険金をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができません。

ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人(年金移行特約の付加による年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。))を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合も、死亡保険金をお支払いできないことがあります。

つぎの事由に該当した場合には、「詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効」の約款条項に基づき、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、当社がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が死亡保険金を不法に取得する目的、または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、当社がその保険契約を無効とした場合

6. 解約と解約払戻金について

保険期間中いつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合(解約控除額)を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。

解約控除額は、次の算式により計算します。

解約控除額 = 基本保険金額 × 解約控除率

解約控除率は、契約日から解約日までの経過年数に応じて決まっています。

※市場調整価格、解約控除(率)の詳細、および解約払戻金額の計算方法につきましては、当冊子の「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

8. 為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合、為替相場の変動により、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

9. 預金等との違いについて

この保険は、当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

10. その他のご注意いただきたい事項について

■ 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

■ 保険契約の乗換え等について

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 現在のご契約が、変額個人年金保険等の解約払戻金が特別勘定資産の運用実績により変動（増減）する保険契約である場合には、解約払戻金が払込保険料を下回る可能性があります。（解約払戻金には最低保証はありません。）また、契約日（増額日）から一定期間の解約・一部解約には、解約控除がかかります。
- ・ 現在のご契約が通貨選択型保険契約の場合、解約払戻金等を受取時に契約通貨以外に換算した際には、為替相場の変動により、換算後の解約払戻金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があります。また、解約においては、解約日における保障基準価格を基準に、契約時と解約時の市場金利の変動状況を反映させて計算し、さらに所定の解約控除が適用される場合があるため、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約において死亡保険金額が基本保険金額（払込保険料相当額）を上回っている場合（最低死亡保障金額を含みます）でも、新たなご契約における保障額が下がる場合があります。また、現在のご契約を一部解約した場合は、基本保険金額・最低死亡保障金額は減額されます。
- ・ 新たなご契約においては、解約控除が契約日を起算日として新たに設定される等、不利益となる場合があります。
- ・ 被保険者のご年齢によっては、新たなご契約へのお申込みができない場合があります。
- ・ 契約初期費用、保険関係費等ご契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により違いがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、当社へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

当社は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、当社では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
(3) 特別養護老人ホーム等に入所し、継続的な療養を行っている場合
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 積立利率の設定について

ご契約時に適用される積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間により異なります。また市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず当社が定める最新の積立利率をご確認ください。

11. 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	http://www.ms-primary.com

12. 税金のお取扱いについて

この保険は日本国内において契約される生命保険契約であることから、税制上のお取扱いについては日本国内で販売される一般の生命保険と同じになります。次の基準により外貨を円貨に換算したうえで、従来の生命保険契約と同等にお取扱いいたします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)

※円貨での入出金においては、円貨での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約時の差益に対する課税

円貨に換算したうえで、解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税



ご注意

- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 税制上のお取扱いは2012年2月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

13. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)に掲載しておりますので併せてご確認ください。

当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

14. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

15. (社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は、(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。